

「食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準（案）」
についての意見書の要旨

2014年（平成26年）9月17日
日本弁護士連合会

当連合会は、食品表示基準（案）に示された食品の新たな機能性表示制度に反対する。

新たな機能性表示制度では、安全性及び機能性の根拠に関する情報や、生産・製造及び品質の管理に関する情報などの届出が要求される（食品表示基準（案）第2条第10号）が、届出制である以上、その審査は形式的にならざるを得ず、医薬品成分が含まれているなど安全性に問題のあるものや、機能性について科学的根拠が薄弱などを適切に排除することはできないと思われる上、事後的に問題が明らかになったとしても、消費者庁が届出を取り消すなどして機能性表示を禁止するという手続は取り得ないと思われる。

また、生産・製造及び品質の管理に関する情報の届出では、HACCP等の有用な制度の利用義務付けがなく、品質のばらつきの懸念が残るほか、安全確保も十分ではない。

このように、今般の新制度は、健康食品の問題点を解決できておらず、かかる新制度創設に反対する。

一方、表示制度の名称に「健康」を使用していないことや、健康被害の情報収集体制の届出制度は評価できる。また、機能性表示食品の対象者や対象食品に一定の制限を設けていること、容器包装への表示に、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨や、疾病に罹患している者は医師に相談した上で摂取すべき旨などの表示を義務付ける点（食品表示基準（案）第3条第2項）も評価できる。

ただし、生鮮食品について一部の表示を免除している点（食品表示基準（案）第18条第2項）は、加工食品と生鮮食品を区別する理由がないことから疑問である。

以上